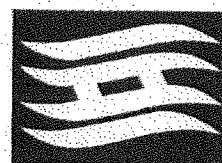


兵庫県公報

平成29年12月26日 火曜日 第 2964 号

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目 次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（青少年課）	2
○ 土地改良区の設立認可（農地整備課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	4
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 林業種苗生産事業者講習会の開催（林務課）	5
○ 平成25年兵庫県告示第1022号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）の一部改正（水産課）	5
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	6
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）	7
○ 保安林の指定施業要件の変更（同）	7
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	8
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（同）	11
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	12
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	12
○ 道路の区域の変更（同）	13
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 平成23年兵庫県告示第803号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	15
○ 平成25年兵庫県告示第539号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	16
○ 平成19年兵庫県告示第957号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	16
○ 平成22年兵庫県告示第395号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	16
○ 平成19年兵庫県告示第1063号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	16
○ 平成20年兵庫県告示第1090号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	16
○ 平成20年兵庫県告示第899号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	16
○ 平成22年兵庫県告示第155号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	17
○ 平成22年兵庫県告示第348号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	17
○ 平成22年兵庫県告示第400号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	17
○ 土砂災害警戒区域の指定の解除（同）	17
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	18
○ 同 上（同）	24
○ 同 上（同）	26
○ 同 上（同）	27
○ 同 上（同）	27
○ 同 上（同）	29
○ 同 上（同）	34
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	50
○ 道路の位置指定（建築指導課）	51
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	51
○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更（水産課）	53

○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧 (砂防課)	55
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧 (同)	56
○ 同 上 (同)	56
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 閲覧 (同)	57
○ 同 上 (同)	61
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出 (都市計画課)	66

選挙管理委員会告示

○ 漁業法に基づく選挙権を有する者の総数の3分の1の数	67
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	67
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	68
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号 (不在者投票のできる施設の指定) の一部改正	69

教育長訓令

○ 兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程及び兵庫県教育委員会教育事務所処務規程の一部を 改正する訓令	70
○ 教育機関処務規程の一部を改正する訓令	70
○ 兵庫県立学校処務規程の一部を改正する訓令	70

告 示

兵庫県告示第1090号

青少年愛護条例 (昭和38年兵庫県条例第17号) 第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

平成29年12月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	痴漢電車 淫らな手ほどき	新東宝映画
同	娼年	ファントム・フィルム
同	スperlマダー 嵐を呼ぶエクスタシー	オーピー映画
同	あゝ、荒野 前編 [R18+バージョン]	スターサンズ
同	あゝ、荒野 後編 [R18+バージョン]	スターサンズ
同	痴漢電車 変態の夢と現実	オーピー映画
同	エンドレス・ポエトリー (原題) POESÍA SIN FIN (ENDLESS POETRY)	アップリンク
同	スキャンダル (原題) UNTOLD SCANDAL	ハーク

兵庫県告示第1091号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

(2) するめいかが関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いか釣漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。

(3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

- 4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項
第2種特定海洋生物資源の平成30年の知事管理努力量は次のとおりである。

魚 種	採捕の種類	海 域	管理の対象となる期間	漁獲努力量 (隻日)
さわら	はなつぎ網漁業	瀬戸内海	平成30年5月6日から 平成30年6月15日まで	2,020
	刺網漁業 (さわら流し網漁業)	瀬戸内海	平成30年4月20日から 平成30年6月15日まで	3,140

- 5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。

- 6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 第1種特定海洋生物資源のまあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。

(3) 第2種特定海洋生物資源のさわらについては、「兵庫県資源管理指針」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。

(4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年12月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上箇(3) I (123020142)	養父市上箇（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
中米地(1)（急）I-2 (123020143)	養父市中米地（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1及び別図2は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間

平成30年1月10日（水）から同月24日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び養父市養父庁舎土地利用未来課

4 意見書に関する事項**(1) 様式**

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

平成30年1月24日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年3月26日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成18年兵庫県告示第865号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年12月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

若州(2)Ⅰ（139010007）の項中別図7、青木Ⅰ（139010010）の項中別図10、奥土居(2)Ⅱ（139010026）の項中別図26、上石井(1)Ⅱ（139010028）の項中別図28、衰畑(1)Ⅱ（139010047）の項中別図47、上土居(3)Ⅱ（139010053）の項中別図53、曾婦谷Ⅰ（239010002）の項中別図70、仏谷Ⅱ（239010038）の項中別図106を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成30年1月10日（水）から同月24日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場

4 意見書に関する事項**(1) 様式**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

平成30年1月24日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年3月26日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第404号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年12月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

中米地(1)(急)Ⅰ(123020008)の項中別図8、鉄屋米地Ⅱ(123020070)の項中別図70、スガ谷川Ⅰ(223020077)の項中別図218、岩尾谷川Ⅰ(223020091)の項中別図232を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成30年1月10日(水)から同月24日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び養父市養父庁舎土地利用未来課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課

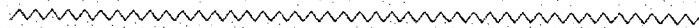
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

平成30年1月24日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年3月26日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年12月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
奥土居(1)Ⅰ (139010001)	佐用郡佐用町奥海(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
奥土居(2)(1)Ⅰ (139010002)	佐用郡佐用町奥海(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
奥土居(4)Ⅰ (139010003)	佐用郡佐用町奥海(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
下村(1)Ⅰ (139010004)	佐用郡佐用町奥海(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
下村(2)Ⅰ (139010005)	佐用郡佐用町奥海(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
若州(1)Ⅰ (139010006)	佐用郡佐用町若州(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり

若州(2)Ⅰ (139010007)	佐用郡佐用町若州(別図7の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
若州(3)Ⅰ (139010008)	佐用郡佐用町若州(別図8の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
上石井(1)Ⅰ (139010009)	佐用郡佐用町上石井(別図9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
青木Ⅰ (139010010)	佐用郡佐用町上石井(別図10 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
羽蔵Ⅰ (139010011)	佐用郡佐用町水根(別図11の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
大船Ⅰ (139010012)	佐用郡佐用町下石井(別図12 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
三山Ⅰ (139010013)	佐用郡佐用町下石井(別図13 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
下峠Ⅰ (139010014)	佐用郡佐用町下石井(別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
海内(1)Ⅰ (139010015)	佐用郡佐用町海内(別図15の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
海内(2)Ⅰ (139010016)	佐用郡佐用町海内(別図16の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
堂ノ西Ⅰ (139010017)	佐用郡佐用町桑野(別図17の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
奥土居(2)(2)Ⅰ (139010018)	佐用郡佐用町奥海(別図18の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
上石井(2)Ⅰ (139010019)	佐用郡佐用町上石井(別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
上土居(1)Ⅰ (139010020)	佐用郡佐用町海内(別図20の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
上土居(2)Ⅰ (139010021)	佐用郡佐用町海内(別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
奥土居(3)Ⅱ (139010023)	佐用郡佐用町奥海(別図22の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
上土居(1)Ⅱ (139010024)	佐用郡佐用町海内(別図23の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
上土居(2)Ⅱ (139010025)	佐用郡佐用町海内(別図24の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
奥土居(2)Ⅱ (139010026)	佐用郡佐用町奥海(別図25の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
奥海Ⅱ (139010027)	佐用郡佐用町奥海(別図26の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり

上石井(1)Ⅱ (139010028)	佐用郡佐用町上石井(別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
上石井(2)Ⅱ (139010029)	佐用郡佐用町上石井(別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
上石井(3)Ⅱ (139010030)	佐用郡佐用町上石井(別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
上石井(4)Ⅱ (139010031)	佐用郡佐用町上石井(別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
高野Ⅱ (139010032)	佐用郡佐用町上石井(別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
大船Ⅱ (139010033)	佐用郡佐用町下石井(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
中の原(1)Ⅱ (139010034)	佐用郡佐用町下石井(別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
中の原(2)Ⅱ (139010035)	佐用郡佐用町下石井(別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
中の原(3)Ⅱ (139010036)	佐用郡佐用町下石井(別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
中の原(4)Ⅱ (139010037)	佐用郡佐用町下石井(別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
中の原(5)Ⅱ (139010038)	佐用郡佐用町下石井(別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
羽蔵(1)Ⅱ (139010039)	佐用郡佐用町水根(別図38の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
羽蔵(2)Ⅱ (139010040)	佐用郡佐用町水根(別図39の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
馬場Ⅱ (139010041)	佐用郡佐用町下石井(別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
三山(1)Ⅱ (139010042)	佐用郡佐用町下石井(別図41 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
三山(2)Ⅱ (139010043)	佐用郡佐用町下石井(別図42 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
岡Ⅱ (139010044)	佐用郡佐用町下石井(別図43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
衰畑(1)Ⅱ (139010047)	佐用郡佐用町海内(別図44の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
衰畑(2)Ⅱ (139010048)	佐用郡佐用町海内(別図45の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
衰畑(3)Ⅱ (139010049)	佐用郡佐用町海内(別図46の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり

衰畑(4)Ⅱ (139010050)	佐用郡佐用町海内(別図47の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
衰畑(5)Ⅱ (139010051)	佐用郡佐用町海内(別図48の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
衰畑(6)Ⅱ (139010052)	佐用郡佐用町海内(別図49の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
上土居(3)Ⅱ (139010053)	佐用郡佐用町海内(別図50の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
上土居(4)Ⅱ (139010054)	佐用郡佐用町海内(別図51の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
上土居(5)Ⅱ (139010055)	佐用郡佐用町海内(別図52の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
上土居(6)Ⅱ (139010056)	佐用郡佐用町海内(別図53の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
上土居(7)Ⅱ (139010057)	佐用郡佐用町海内(別図54の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
井の久保Ⅱ (139010058)	佐用郡佐用町桑野(別図55の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
堂の西Ⅱ (139010059)	佐用郡佐用町桑野(別図56の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
才尾Ⅱ (139010060)	佐用郡佐用町桑野(別図57の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
竹ノ奥谷Ⅰ (239010001)	佐用郡佐用町奥海(別図58の とおり)	土石流	別図58のとおり
曾婦谷Ⅰ (239010002)	佐用郡佐用町奥海(別図59の とおり)	土石流	別図59のとおり
溝土居谷Ⅰ (239010003)	佐用郡佐用町奥海(別図60の とおり)	土石流	別図60のとおり
赤江谷Ⅰ (239010005)	佐用郡佐用町奥海(別図61の とおり)	土石流	別図61のとおり
ノン谷Ⅰ (239010006)	佐用郡佐用町奥海(別図62の とおり)	土石流	別図62のとおり
松谷Ⅰ (239010009)	佐用郡佐用町若州(別図63の とおり)	土石流	別図63のとおり
増谷Ⅰ (239010010)	佐用郡佐用町上石井(別図64 のとおり)	土石流	別図64のとおり
猪ノ谷Ⅰ (239010015)	佐用郡佐用町下石井(別図65 のとおり)	土石流	別図65のとおり
松尾Ⅰ (239010017)	佐用郡佐用町下石井(別図66 のとおり)	土石流	別図66のとおり

日除谷Ⅰ (239010021)	佐用郡佐用町下石井（別図67のとおり）	土石流	別図67のとおり
奥ノ谷Ⅱ (239010035)	佐用郡佐用町奥海（別図68のとおり）	土石流	別図68のとおり
仏谷Ⅱ (239010038)	佐用郡佐用町若州（別図69のとおり）	土石流	別図69のとおり
稲荷谷Ⅱ (239010039)	佐用郡佐用町上石井（別図70のとおり）	土石流	別図70のとおり
中ノ谷Ⅱ (239010041)	佐用郡佐用町水根（別図71のとおり）	土石流	別図71のとおり
山ノ神谷Ⅱ (239010042)	佐用郡佐用町水根（別図72のとおり）	土石流	別図72のとおり
西家ノ上谷Ⅱ (239010043)	佐用郡佐用町水根（別図73のとおり）	土石流	別図73のとおり
高野Ⅱ (239010046)	佐用郡佐用町上石井（別図74のとおり）	土石流	別図74のとおり
脇ノ谷Ⅱ (239010048)	佐用郡佐用町下石井（別図75のとおり）	土石流	別図75のとおり
小谷Ⅱ (239010055)	佐用郡佐用町海内（別図76のとおり）	土石流	別図76のとおり
西峪Ⅱ (239010059)	佐用郡佐用町桑野（別図77のとおり）	土石流	別図77のとおり
高田Ⅱ (239010132)	佐用郡佐用町下石井（別図78のとおり）	土石流	別図78のとおり

（別図 1 から別図78までは省略し、3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成30年1月10日（水）から同月24日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

平成30年1月24日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年3月26日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧  
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害

特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年12月26日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                        | 指 定 の 区 域        | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|----------------------------|------------------|---------------------|-------------------------------|
| 養父市場(1) I<br>(123020005)   | 養父市養父市場(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 養父市場(2) I<br>(123020006)   | 養父市養父市場(別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 鉄屋米地 I<br>(123020007)      | 養父市鉄屋米地(別図3のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 中米地(1)(急) I<br>(123020008) | 養父市中米地(別図4のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 中米地(2) I<br>(123020009)    | 養父市中米地(別図5のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 奥米地(1)(急) I<br>(123020010) | 養父市奥米地(別図6のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 奥米地(2) I<br>(123020011)    | 養父市奥米地(別図7のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 奥米地(3) I<br>(123020012)    | 養父市奥米地(別図8のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |
| 奥米地(4) I<br>(123020013)    | 養父市奥米地(別図9のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図9のとおり                       |
| 小城(3) I<br>(123020018)     | 養父市上野(別図10のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図10のとおり                      |
| 上野(1) I<br>(123020019)     | 養父市上野(別図11のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図11のとおり                      |
| 上野(2) I<br>(123020020)     | 養父市上野(別図12のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図12のとおり                      |
| 堀畑 I<br>(123020021)        | 養父市堀畑(別図13のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図13のとおり                      |
| 上箇(1) I<br>(123020022)     | 養父市上箇(別図14のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図14のとおり                      |
| 上箇(2) I<br>(123020023)     | 養父市上箇(別図15のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図15のとおり                      |
| 十二所一(4) I<br>(123020025)   | 養父市十二所(別図16のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図16のとおり                      |

|                         |                   |         |          |
|-------------------------|-------------------|---------|----------|
| 十二所一(1)Ⅰ<br>(123020026) | 養父市十二所(別図17のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 十二所一(2)Ⅰ<br>(123020027) | 養父市十二所(別図18のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 新津上Ⅰ<br>(123020030)     | 養父市新津(別図19のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 稲津(1)Ⅰ<br>(123020035)   | 養父市稲津(別図20のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 稲津(2)Ⅰ<br>(123020036)   | 養父市稲津(別図21のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 乙屋Ⅰ<br>(123020038)      | 養父市畑(別図22のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 上谷(1)Ⅰ<br>(123020039)   | 養父市畑(別図23のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 上谷(2)Ⅰ<br>(123020040)   | 養父市畑(別図24のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 大坪Ⅰ<br>(123020041)      | 養父市大坪(別図25のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 養父市場(1)Ⅱ<br>(123020066) | 養父市養父市場(別図26のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 養父市場(2)Ⅱ<br>(123020067) | 養父市養父市場(別図27のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 養父市場(3)Ⅱ<br>(123020068) | 養父市養父市場(別図28のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 養父市場(4)Ⅱ<br>(123020069) | 養父市養父市場(別図29のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 鉄屋米地Ⅱ<br>(123020070)    | 養父市鉄屋米地(別図30のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 大塚Ⅱ<br>(123020071)      | 養父市大塚(別図31のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 口米地Ⅱ<br>(123020072)     | 養父市口米地(別図32のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 奥米地Ⅱ<br>(123020074)     | 養父市奥米地(別図33のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 奥米地(2)Ⅱ<br>(123020075)  | 養父市奥米地(別図34のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 山中(1)Ⅱ<br>(123020076)   | 養父市奥米地(別図35のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 山中(2)Ⅱ<br>(123020077)   | 養父市奥米地(別図36のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |

|                         |                  |         |          |
|-------------------------|------------------|---------|----------|
| 小城(2)Ⅱ<br>(123020078)   | 養父市小城（別図37のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 小城(3)Ⅱ<br>(123020079)   | 養父市小城（別図38のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 東上野Ⅱ<br>(123020080)     | 養父市上野（別図39のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| はさまじ(1)Ⅱ<br>(123020081) | 養父市上野（別図40のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| はさまじ(2)Ⅱ<br>(123020082) | 養父市上野（別図41のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| はさまじ(3)Ⅱ<br>(123020083) | 養父市上野（別図42のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 堀畑Ⅱ<br>(123020084)      | 養父市堀畑（別図43のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 十二所一Ⅱ<br>(123020085)    | 養父市十二所（別図44のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 十二所二Ⅱ<br>(123020086)    | 養父市十二所（別図45のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 玉見Ⅱ<br>(123020087)      | 養父市玉見（別図46のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |
| 左近山(1)Ⅱ<br>(123020088)  | 養父市左近山（別図47のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 左近山(2)Ⅱ<br>(123020089)  | 養父市左近山（別図48のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 伊豆Ⅱ<br>(123020091)      | 養父市伊豆（別図49のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 稲津(2)Ⅱ<br>(123020092)   | 養父市大坪（別図50のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図50のとおり |
| 下谷(1)Ⅱ<br>(123020093)   | 養父市畑（別図51のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図51のとおり |
| 下谷(2)Ⅱ<br>(123020094)   | 養父市畑（別図52のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図52のとおり |
| 下谷(3)Ⅱ<br>(123020095)   | 養父市畑（別図53のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図53のとおり |
| 乙屋(1)Ⅱ<br>(123020096)   | 養父市畑（別図54のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図54のとおり |
| 乙屋(3)Ⅱ<br>(123020098)   | 養父市畑（別図55のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図55のとおり |
| 乙屋(4)Ⅱ<br>(123020099)   | 養父市畑（別図56のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図56のとおり |

|                       |                  |         |          |
|-----------------------|------------------|---------|----------|
| 上谷(1)Ⅱ<br>(123020100) | 養父市畑（別図57のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図57のとおり |
| 上谷(2)Ⅱ<br>(123020101) | 養父市畑（別図58のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図58のとおり |
| 大坪(1)Ⅱ<br>(123020102) | 養父市大坪（別図59のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図59のとおり |
| 大坪(2)Ⅱ<br>(123020103) | 養父市大坪（別図60のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図60のとおり |
| はさまじ峠Ⅱ<br>(123020141) | 養父市上野（別図61のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図61のとおり |
| 上箇(3)Ⅰ<br>(123020142) | 養父市上箇（別図62のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図62のとおり |
| 日枝神社川Ⅰ<br>(223020001) | 養父市大塚（別図63のとおり）  | 土石流     | 別図63のとおり |
| 本郷谷川Ⅰ<br>(223020004)  | 養父市大塚（別図64のとおり）  | 土石流     | 別図64のとおり |
| 吉堂川Ⅰ<br>(223020008)   | 養父市奥米地（別図65のとおり） | 土石流     | 別図65のとおり |
| 峠川Ⅰ<br>(223020060)    | 養父市畑（別図66のとおり）   | 土石流     | 別図66のとおり |
| 大ジツ川Ⅰ<br>(223020061)  | 養父市畑（別図67のとおり）   | 土石流     | 別図67のとおり |
| 中の谷川Ⅰ<br>(223020066)  | 養父市畑（別図68のとおり）   | 土石流     | 別図68のとおり |
| スガ谷川Ⅰ<br>(223020077)  | 養父市上箇（別図69のとおり）  | 土石流     | 別図69のとおり |
| 家ノ上川Ⅰ<br>(223020085)  | 養父市藪崎（別図70のとおり）  | 土石流     | 別図70のとおり |
| 向ツラ川Ⅰ<br>(223020090)  | 養父市大藪（別図71のとおり）  | 土石流     | 別図71のとおり |
| 岩尾谷川Ⅰ<br>(223020091)  | 養父市大藪（別図72のとおり）  | 土石流     | 別図72のとおり |
| 下モ山川Ⅰ<br>(223020092)  | 養父市大藪（別図73のとおり）  | 土石流     | 別図73のとおり |
| 堀川Ⅱ<br>(223020095)    | 養父市堀畑（別図74のとおり）  | 土石流     | 別図74のとおり |
| 山中川Ⅱ<br>(223020097)   | 養父市奥米地（別図75のとおり） | 土石流     | 別図75のとおり |
| 漆谷川Ⅱ<br>(223020098)   | 養父市奥米地（別図76のとおり） | 土石流     | 別図76のとおり |

|                       |                 |     |          |
|-----------------------|-----------------|-----|----------|
| 市夜ヶ谷川Ⅱ<br>(223020101) | 養父市藪崎（別図77のとおり） | 土石流 | 別図77のとおり |
| 池ヶ谷川Ⅱ<br>(223020131)  | 養父市上箇（別図78のとおり） | 土石流 | 別図78のとおり |
| 吉ヶ谷川Ⅱ<br>(223020133)  | 養父市上野（別図79のとおり） | 土石流 | 別図79のとおり |
| 末谷川Ⅱ<br>(223020134)   | 養父市上野（別図80のとおり） | 土石流 | 別図80のとおり |
| 穴ヶ谷川Ⅱ<br>(223020135)  | 養父市大藪（別図81のとおり） | 土石流 | 別図81のとおり |

（別図1から別図81までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成30年1月10日（水）から同月24日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び養父市養父庁舎土地利用未来課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

平成30年1月24日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年3月26日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年12月26日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ドラッグコスモス宝塚伊子志店

所在地 宝塚市伊子志四丁目135番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社NTT西日本アセット・プランニング

住所 大阪市中央区今橋二丁目5番8号

代表者の氏名 永見 信之

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号